

安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務
公募型プロポーザル評価要領

本要領は、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、評価点の算出方法及び候補者の選定方法を示すものである。

1 評価方法

- (1) 事業者の選定は、本要領に基づいて審査を行い、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において候補者1 者及び次点者1 者を選定する。
- (2) 審査は、評価項目ごとに企画提案書の提案内容とプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、審査員又はその代理人が評価を行う。
- (3) 各評価項目の評価点合計の多い順に各審査員がそれぞれ順位を決定し、審査員から第1位の順位を最も多く獲得した順に、参加者の総合順位を決定する。
審査員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得したものを「次点者」として選定する。
審査の結果、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得したものから順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を候補者として選定する。
- (4) 参加資格者が1 者の場合であっても、審査及び評価を行い、基準（審査員全員の評価点の平均が、当該配点の合計の6 割を超えていること）を満たしていると判断した場合は候補者として選定する。

2 審査

提出された提案書等をもとに次の項目を評価する。

評価項目	主な評価基準	配点
① 専門技術力	林業ビジョン策定を確実に遂行するための同種業務の実績について	15 点
② 地域精通力	過去5 年間の高知県内での森林部門業務実績について	5 点
③ 業務遂行力	業務分担及び人員配置、業務の進捗に合わせた打合せ、円滑に業務を遂行するための体制の構築等について	5 点
④ 実施体制、業務の理解度、実施工程	配置予定技術者の保有する資格や専任性、本業務の目的や内容の理解、適切な手順、具体的かつ効率的な工程等について	10 点
⑤ 現状の把握と課題の抽出	事業者へのヒアリング、ゾーニングについて	20 点
⑥ 林業ビジョン策定委員会の事務局業務支援	策定委員への説明に必要な資料作成や委員からの質問への対応など事務局業務の支援について	5 点

⑦ 他の優良事例の情報収集と取りまとめ	参考となる他の優良事例の収集、施策検討について	5点
⑧ 林業ビジョン策定の支援	・政策目標、政策の基本的な方向、詳細な実行内容（アクションプラン）、数値目標等について ・資料づくりの支援について ・実情を理解した妥当性の高い提案につながるものになっているかについて	10点
⑨ 特に提案を求めるポイント	・安芸市の特徴が盛り込まれているかについて ・安芸市林業行政の主な取り組みが整理されているかについて	15点
⑩ 見積額	提案書に対する見積額（税込）の積算について	5点
⑪ プレゼンテーション	本業務に対する取り組み姿勢について	5点
合計		100点

※ 審査員は、提案された内容を踏まえ、評価項目ごとに別紙評価表を用いて評価を行うものとする（評価における基本的な考え方は下表による）。

評価	評価点			
	満点：20	満点：15	満点：10	満点：5
極めて良い	20～17	15～13	10～9	5
良い	16～13	12～10	8～7	4
普通	12～9	9～7	6～5	3
やや劣る	8～5	6～4	4～3	2
劣る	4～1	3～1	2～1	1

※ ① 専門技術力、② 地域精通力について ※事務局計算結果を報告

参加者から提出された業務実績を事務局にて次の算定式により点数化し、審査委員会へ報告する。

- ① 林業ビジョン策定を確実に遂行するための同種業務の実績があるか。
- ② 過去5年間の高知県内での森林部門業務の実績があるか。

① 同種業務実績件数により計算					
件数	5件以上	4件	3件	2件	1件
点数	15	12	9	6	3
② 森林部門業務件数により計算					
件数	5件以上	4件	3件	2件	1件
点数	5	4	3	2	1

※ ⑩ 見積額について ※事務局計算結果を報告

参加者から提出された提案見積額を事務局が次の算定式により点数化し、審査委員会へ報告する。（小数点第2位以下を切り捨てとする。）

$$\text{『 見積額評価点} = (\text{全体の最低提案額} \div \text{当該提案額}) \times 5 \text{ 』}$$

3 評価点の算出

各評価項目の評価点合計の多い順に各審査員がそれぞれ順位を決定し、審査員から第1位の順位を最も多く獲得した順に、参加者の総合順位を決定する。審査員から最も多く第1位の順位を獲得した者を「候補者」に、2番目に多く第1位の順位を獲得したものを「次点者」として選定する。

審査の結果、第1位の順位を獲得した者が同数の場合は、第2位を最も多く獲得したもののから順に、候補者、次点者を選定する。第1位、第2位獲得数が同数の場合は、見積価格が低い方を候補者として選定する。

なお、参加資格者が1者の場合は、審査員全員の評価点の平均が、当該配点の合計の6割を超える（評価点（100点満点） @100点 \times 0.6=60点）場合は候補者として選定する。

4 審査委員会の組織

審査委員会の委員は、安芸市森林・林業・木材産業振興ビジョン策定委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、委員6名をもって組織する。